三十歳以上三十五歳未満	六、二二二円	一六、四二八円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四三円	一九、一二四円
四十歳以上四十五歳未満	六、八八一円	二一、二四三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一九円	二四、二二八円
五十歳以上五十五歳未満	六、七八〇円	二五、五八七円
五十五歳以上六十歳未満	六、一八〇円	二四、九三四円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇〇円	二〇、二六三円
六十五歳以上七十歳未満	三、九一〇円	一五、五三二円
七十歳以上	三、九一〇円	一三、二六四円

○厚生労働省告示第二百九十三号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十八年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第二百九十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十八年八月から平成二十九年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十八年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（%）
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20,184.2
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7,340.3
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4,069.9
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3,512.7
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2,872.0
昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2,477.5
昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2,181.9
昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2,059.2
昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	1,969.6
昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	1,858.0
昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで	1,793.3
昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで	1,767.1
昭和34年4月1日から昭和35年3月31日まで	1,659.9
昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで	1,562.0
昭和36年4月1日から昭和37年3月31日まで	1,397.0
昭和37年4月1日から昭和38年3月31日まで	1,256.8
昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで	1,133.1
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで	1,022.8
昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで	935.9
昭和41年4月1日から昭和42年3月31日まで	849.3
昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで	764.7
昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで	677.0
昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで	592.0
昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで	508.9
昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで	446.2
昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで	386.2
昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで	325.1
昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで	261.5
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	222.6
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	200.1